

持続化給付金の申請方法

持続化給付金の申請手順

1

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索

スマホでも
できる！

※令和2年度補正予算成立の翌日に開設予定！

2

申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 [仮登録]

3

入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、
[本登録]へ

4

ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成されます

● 基本情報 ● 売上額 ● 口座情報 を入力

法人・個人の基本
事項と、ご連絡先

入力すると、
申請金額を
自動計算！

【通帳の写し】を
アップロード！

5

必要書類を添付

- 2019年の確定申告書類の控え
- 売上減少となった月の売上台帳の写し
- 身分証明書の写し(個人事業者の場合)

※スマホなどの写真画像でもOK(できるだけきれいに撮ってください！)

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

持続化給付金

に関するお知らせ(速報版)

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、
ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
- 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183 (平日・休日9:00～19:00)

※予算成立後、持続化給付金
コールセンターも開設します。

※申請支援窓口の設置場所等
については、詳細が決まり次第
公表します。



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

入力項目

持続化給付金を申請する場合、以下の情報の入力が必要になります

基本情報

法人番号を入れると
登録情報が自動で
表示されます

- ①法人番号 (13桁の法人番号) 法人の方のみ
- ②屋号・商号・雅号 ○○株式会社 (フリガナ) ○○カブシキガイシャ
- ③本店所在地
 - 郵便番号 〒○○○-○○○○
 - 都道府県 ○○○○県
 - 市区町村 ○○市○○町
 - 番地・ビルマンション名等 ○-○
- ④書類送付先 ③の本店所在地と同じ場合は省略可能
 - 郵便番号 〒○○○-○○○○
 - 都道府県 ○○○○県
 - 市区町 ○○市○○町
 - 番地・ビルマンション名等 △-□ ○○ビル○階
- ⑤業種(日本産業分類) (大分類) (中分類) (選択式)
- ⑥設立年月日(法人) ○○○○年 ○○月 ○○日
- ⑦資本金(円) ○○○○法人の方のみ
- ⑧従業員数(名) ○○○
- ⑨代表者役職 代表取締役
- ⑩代表者氏名 ○○ ○○ (フリガナ) ○○○○○○
- ⑪代表電話番号 ○○○○○○○○○○
- ⑫担当者氏名 □□□□法人の方のみ (フリガナ) □□□□法人の方のみ
- ⑬担当者電話番号 ○○○○○○○○□□
- ⑭担当者携帯番号 ○△○○□○△○□□○
- ⑮担当者メールアドレス ○○○○○@△△△.□○.□□
- ⑯直近年度の売上金額 ○□□○
- ⑰決算月 ○□□○
- ⑱今年の売上減少月の金額 ○□□○

※このほかにも情報の入力が必要となる場合があります

口座情報

- ①金融機関名 ○○○○銀行
- ②金融機関コード ○○○○
- ③支店名 ○○○○支店
- ④支店コード ○○○
- ⑤種別 ○○
- ⑥口座番号 ○○○○○○○○
- ⑦口座名義人 ○○○○○○○○

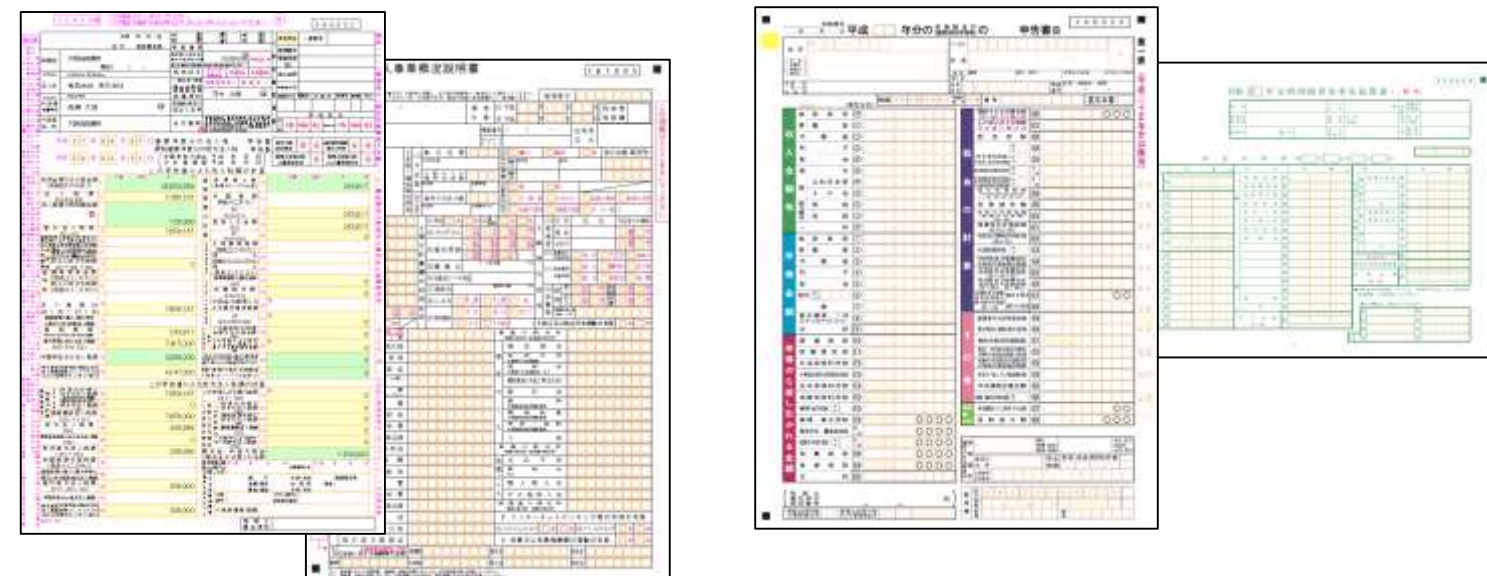
申請に必要な書類

※詳細は申請要領等を必ず御確認下さい。代替を認める書類もあります。

①2019年(法人は前事業年度)確定申告書類

法人

個人



②売上減少となった月の売上台帳の写し ③通帳写し



④(個人事業者のみなさま)身分証明書写し



※このほかの書類が必要となる場合があります

持続化給付金

感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者に対して、事業全般に広く使える給付金（返済不要）を支給します。

対象者について

資本金10億円以上の大企業を除く、

中堅企業

中小企業・小規模事業者

フリーランスを含む個人事業者

- ・創業1年以内でも2019年末までに創業した者
- ・医療法人・農業法人・社会福祉法人・一般社団法人・公益社団法人など会社以外の法人 も含む

であって、

感染症の影響により、任意のひと月の売上が

2019年同月比で50%以上減少している者

必要書類等について

- ①2019年（法人は前事業年度）確定申告書類
- ②減収月の事業収入額がわかる売上台帳等の写し
- ③通帳写しや電子通帳の画面コピー
- ④法人は法人番号・個人事業者は身分証明書写し

スケジュールについて

5/1～電子申請 受付開始

※予約制の申請支援窓口も順次開設予定

給付額について

法人▶▶▶▶▶

最大 200万円

個人事業者▶▶

最大 100万円

※ただし、昨年1年間の売上から減少分を上限とします。

※電子申請後、**2週間程度で給付金をお振り込み**します。

減少分の計算方法

前年の総売上〈事業収入〉 ^{マイナス} **－**
(前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月)

- 2019年の総売上1200万円で、月別の売上が下記の法人の場合

	1月	2月	3月
2019年	100万	100万	150万
2020年	90万	80万	70万
前年同月比	約10%減	約20%減	約53%減

$1200万 - 840万(70万 \times 12か月) = 360万$

最大200万円の給付が受けられます。

【お問合せ先】 中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183（平日・土日祝日 9時00分～19時00分）

※予算成立後、持続化給付金コールセンターも開設します。

持続化補助金（コロナ特別対応型）

新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受ける小規模事業者の前向きな取組を支援します！

対象者について

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）は従業員5人以下、
宿泊業、娯楽業、その他業種は従業員20人以下の

小規模事業者

補助額について

最大 **100 万円**（補助率2/3）

◎概算払いによる即時支給

売上高が前年同月比で20%以上減少した事業者で
早期の受領を希望する場合は、交付決定額の1/2
（最大50万円）を交付決定と同時にお支払いします。

申請に必要な情報について

- ①法人、個人事業者情報
- ②取組内容 ※2/18まで遡って適用
- ③経費内訳 ※2/18まで遡って適用

スケジュールについて

4/28～ 公募要領公開 5/1～ 公募開始

1次締切：5/15（金）必着（2～3週間後 採択発表）

2次締切：6/5（金）必着

※3次締切以降は調整中

申請要件について

補助対象経費の1/6以上が、以下A・B・Cのいずれかの要件に
合致する投資であること

A：サプライチェーンの毀損への対応

（例）部品の調達が困難となり、自社で部品の内製
化を図るために設備投資を行う

B：非対面型ビジネスモデルへの転換

（例）飲食店がテイクアウトを始めるため、試作品
開発、テスト販売、案内チラシを作成し配布

C：テレワーク環境の整備

（例）在宅勤務制度を新たに導入するため、テレワー
クに利用できる業務効率化ツール等を導入

※コロナ特別対応型は、2/18以降の取組が補助対象
※概算払い希望には、創業後3ヶ月以上の実績が必要

【持続化補助金についてのお問合せ先】 ※公募開始後からアクセス可

全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_t/

電話番号：03-6670-3960

受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30

日本商工会議所 <https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

電話番号：03-6447-5485

受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30

給付金・補助金支援内容一覧表 (5/1時点)

※①給付金制度と、②③④補助金制度は、**併用することが可能**です。
 ※各利用可能メニューに関しては、下記アドレスの【支援策パンフレット】より詳細をご確認下さい。
<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

▼経済産業省HP：<https://www.meti.go.jp/>

▼中小企業庁HP：<https://www.chusho.meti.go.jp/>

条件	利用可能メニュー	概要	相談窓口
中堅企業 中小企業・小規模事業者 各種法人	前年同月比売上 ▲50%の場合	① 持続化給付金	事業全般に広く使える給付金（返済不要）を支給 ・法人 最大200万円 ・個人事業者 最大100万円 中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183
中小企業・小規模事業者 各種法人 ※前年同月比売上の条件なし	さらに、 コロナ対策の投資	②- 1 IT補助金 ②- 2 IT補助金 (コロナ特別枠)	ITツール導入による業務効率化等を支援。 ・30～450万円（補助率1/2） ◆補助対象経費の1/6以上が、①サプライチェーンの毀損への対応、②非対面型ビジネスモデルへの転換、③テレワーク環境の整備のいずれかに合致する投資であること（※） ・30～450万円（ 補助率2/3 ） ・ソフトウェアの導入費用と併せて、PC・タブレット等のレンタル費用も補助対象 ・ 遡及適用あり 一般社団法人 サービスデザイン推進協議会 0570-666-424
中小企業・小規模事業者 ※前年同月比売上の条件なし	さらに、 コロナ対策の投資	③- 1 ものづくり補助金 ③- 2 ものづくり補助金 (コロナ特別枠)	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援 ・最大1000万円（中小1/2、小規模2/3） ◆（※）と同じ要件 ・最大1000万円（ 補助率2/3 ） ものづくり補助金事務局 050-8880-4053
小規模事業者 ※前年同月比売上の条件なし	さらに、 コロナ対策の投資	④- 1 持続化補助金 ④- 2 持続化補助金 (コロナ型)	小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援 ・最大50万円（補助率2/3） ◆（※）と同じ要件 ・ 最大100万円 （補助率2/3） ・ 遡及適用あり <通常型> 全国商工会連合会 03-6670-2540 日本商工会議所 03-6447-2389
小規模事業者 ※前年同月比売上の条件なし	さらに、 コロナ対策の投資	④- 3 持続化補助金 (コロナ型： 即時支給)	上記【④-2】の特別枠に追加して ・ 交付決定額の1/2（最大50万円）を即時支給
創業者 ※創業者の条件 ④-4: 2020年1月1日以降創業 ④-5: 特に制約なし ④-6: 創業3ヶ月以上	さらに、 コロナ対策の投資	④- 4 持続化補助金 (創業特例) ④- 5 持続化補助金 (コロナ型)	創業者の販路開拓等のための取組を支援 ・ 最大100万円 （補助率2/3） ◆（※）と同じ要件 ・ 最大100万円 （補助率2/3） ・ 遡及適用あり <特別枠> 全国商工会連合会 03-6670-3960 日本商工会議所 03-6447-5485
創業者 ※創業者の条件 ④-4: 2020年1月1日以降創業 ④-5: 特に制約なし ④-6: 創業3ヶ月以上	さらに、 任意の3か月の売上 平均から▲20%の場合	④- 6 持続化補助金 (コロナ型： 即時支給)	上記【④-5】の特別枠に追加して ・ 交付決定額の1/2（最大50万円）を即時支給

資金繰り支援内容一覧表（4/14時点）

※この資料は資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。
ご自身が使えそうなメニューが分かりましたら、[詳しい情報を支援策パンフレットでご確認ください](#)。

条件	利用可能メニュー	概要	相談窓口
売上高5%以上減少なら	指定738業種の場合 ①セーフティネット5号 ②新型コロナウイルス感染症特別貸付 ③商工中金等による「危機対応融資」	- 借入債務の80%を信用保証協会が保証 2.8億円（別枠。⑨と共有） - 要件を満たせば保証料・金利ゼロの対象 - 中小事業3億円、国民事業0.6億円（別枠） - 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 - 国民事業の下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有 3億円（別枠） - 設備20年、運転15年、うち据置5年以内	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
★追加要件を満たせば 実質無利子・無担保の対象 利子補給対象上限 （日本公庫等）中小事業1億円、 国民事業3,000万円 （商工中金）危機対応融資1億円	小規模事業者の場合 ④新型コロナウイルス対策マル経融資（拡充）	1000万円（別枠） - 設備10年（うち据置4年）、運転7年（うち据置3年）以内 - 国民事業の下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
	生活衛生関係営業 （旅館、飲食、理美容店など）の場合 ⑤生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ⑥新型コロナウイルス対策衛経（拡充）	6000万円（別枠） - 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 （運転資金は振興計画認定組合の組合員の方のみ） - 国民事業の下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有 1000万円（別枠） - 設備10年（うち据置4年）、運転7年（うち据置3年）以内 - 国民事業の下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
さらに、			
売上高10%以上減少なら	生活衛生関係営業 （旅館、飲食、喫茶） ⑦衛生環境激変対策特別貸付	1000万円（別枠） - 運転7年、うち据置2年以内	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
さらに、			
売上高15%以上減少なら	⑧危機関連保証	- 借入債務の100%を信用保証協会が保証 2.8億円（別枠） 保証料・金利ゼロの対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
さらに、			
売上高20%以上減少なら	⑨セーフティネット4号	- 借入債務の100%を信用保証協会が保証 2.8億円（別枠。①と共有） 保証料・金利ゼロの対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
減少幅に関係なく	⑩セーフティネット貸付	- 中小事業7.2億円、国民事業0.48億円 - 設備15年、運転8年、うち据置3年以内	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）

※沖縄振興開発金融公庫で利用可能な支援内容は別途[こちら](#)をご覧ください。

売上高要件の考え方

<創業1年1か月以上>

【公庫（青枠）】最近1か月の売上高と、前年または前々年の同期と比較。
【信用保証協会（緑枠）】最近1か月の売上高と、前年同月と比較 +
その後2ヶ月間（見込み）を含む3ヶ月の売上高と前年同期と比較

<創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているベンチャー・スタートアップなど（後者は公庫のみ）>

（1）～（3）のいずれかで比較。

【公庫（青枠）】	【信用保証協会（緑枠）】
（1）最近1か月の売上高と過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上高の比較	（1）左記に同じ。
（2）最近1か月の売上高と令和元年12月の売上高の比較	（2）左記に加え、その後2ヶ月間（見込み）を含む3ヶ月の売上高と令和元年12月の売上高の3倍を比較
（3）最近1か月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較	（3）左記に加え、その後2ヶ月間（見込み）を含む3ヶ月の売上高と令和元年10～12月の3ヶ月を比較

この資料は、プロトスター株式会社運営するStartupListに株式会社INQが寄稿した記事を参考にして作成しました。

新型コロナウイルス感染症で
経営にお困りの事業者の皆様へ

飲食店経営者

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の
創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに

最大

200万円

給付金を支給

実質
無利子

融資で

資金繰りを
支援

休業手当等の

最大

9/10

を助成

裏面に飲食業の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。

裏面へ

新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの飲食店経営者の皆様へ

【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。
さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、
家賃等の固定費は
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。
新たに持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、
個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。
※制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、
当面の運転資金を
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。
新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に
休業させたいが、
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。
休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、9/10）を助成。
※中小企業の場合

税金や保険料の
支払いが負担に
なっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。
基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。
また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

デリバリーや
弁当販売を開始し、
集客を維持したい

IT導入補助金、持続化補助金が活用できます。
デリバリーやEC販売を開始する際の、システム導入をIT導入補助金で支援。また、小規模事業者であれば、店舗の改装や機器の導入を行う時に、持続化補助金が活用可能。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。※一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、
中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、
中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

＜最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください＞



本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



新型コロナウイルス感染症で
経営にお困りの事業者の皆様へ

製造業経営者

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の
創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに

最大

200万円

給付金を支給

実質

無利子

融資で

資金繰りを
支援

休業手当等の

最大

9/10

を助成

裏面に製造業の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。

裏面へ

新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの製造業経営者の皆様へ

【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、
リース等の固定費は
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。
新たに持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、
個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。
※制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、
当面の運転資金を
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。
新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に
休業させたいが、
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。
休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、9/10）を助成。
※中小企業の場合

税金や保険料の
支払いが負担に
なっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。
基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

部品供給で
困りたくないから、
設備投資をしたい

ものづくり補助金、国内投資促進補助金が活用できます。
部品の生産強化等をものづくり補助金で支援
（特別枠では補助率を1/2から2/3に引き上げ）
国内で生産拠点等を整備する際の設備導入等を国内投資促進補助金で支援（原則2/3以内。国民が健康な生活を営む上で重要な製品等の場合は原則3/4以内）。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。※一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

＜最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください＞



本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



新型コロナウイルス感染症で
経営にお困りの事業者の皆様へ

卸売業経営者

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の
創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに
最大

200万円

給付金を支給

**実質
無利子**

融資で
資金繰りを
支援

休業手当等の
最大

9/10

を助成

裏面に卸売業の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。

裏面へ

新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの卸売業経営者の皆様へ

【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。
さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、
車両費等の固定費は
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。
新たに持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、
個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。
※制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、
当面の運転資金を
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。
新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に
休業させたいが、
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。
休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、9/10）を助成。
※中小企業の場合

税金や保険料の
支払いが負担に
なっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。
基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。
また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

新たな利益を
獲得できる事業を
確立したい

ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金が活用できます。
新たなサービス開発のための設備投資をものづくり補助金で支援。
また、インターネット販売の強化や自動受付機の導入による非対面型サービスの提供など、システムやITの導入をIT導入補助金や持続化補助金で支援。さらに、IT導入補助金は業務効率化ツールやテレワークツール等の導入にも活用可能。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。※一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

<最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください>



本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



新型コロナウイルス感染症で
経営にお困りの事業者の皆様へ

小売業経営者

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の
創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに

最大

200万円

給付金を支給

実質
無利子

融資で
資金繰りを
支援

休業手当等の

最大

9/10

を助成

裏面に小売業の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。

裏面へ

新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの小売業経営者の皆様へ

【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。

さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、
家賃等の固定費は
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。
新たに持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、
個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。
※制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、
当面の運転資金を
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。
新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に
休業させたいが、
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。
休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、9/10）を助成。
※中小企業の場合

税金や保険料の
支払いが負担に
なっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。
基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

ネット販売を
もう一つの柱にして、
売上を維持したい

IT導入補助金、持続化補助金が活用できます。
インターネット販売の強化や自動受付機の導入による非対面型サービスの提供など、システムやITの導入を支援。業務効率化ツールやテレワークツール等の導入にも活用可能。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。※一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

<最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください>



本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



新型コロナウイルス感染症で
経営にお困りの事業者の皆様へ

宿泊業経営者

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の
創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに

最大

200万円

給付金を支給

実質

無利子

融資で

資金繰りを
支援

休業手当等の

最大

9/10

を助成

裏面に宿泊業の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。

裏面へ

新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの宿泊業経営者の皆様へ

【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。
さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、
地代家賃等の固定費は
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。
新たに持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、
個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。
※制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、
当面の運転資金を
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。
新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に
休業させたいが、
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。
休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、9/10）を助成。
※中小企業の場合

税金や保険料の
支払いが負担に
なっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。
基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。
また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

インバウンドには
頼れないので、
日本人客を増やしたい

IT導入補助金、ものづくり補助金が活用できます。
顧客対応・販売支援システム（マーケティング、予約管理、営業行動支援、嗜好情報管理）等を利用した付加価値を高めたサービス提供に、IT導入補助金が活用可能。
新たなサービス開発のための設備投資をものづくり補助金で支援。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。※一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

<最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください>



本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



新型コロナウイルス感染症で
経営にお困りの事業者の皆様へ

旅客運輸業経営者

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の
創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに

最大

200万円

給付金を支給

実質

無利子

融資で

資金繰りを
支援

休業手当等の

最大

9/10

を助成

裏面に旅客運輸業の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。 [裏面へ](#)

【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。
さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、
車両維持費等の固定費は
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。
新たに持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、
個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。
※制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、
当面の運転資金を
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。
新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に
休業させたいが、
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。
休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、9/10）を助成。
※中小企業の場合

税金や保険料の
支払いが負担に
なっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。
基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。
また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

出張客や観光客の
減少を補う販路を
開拓したい

ものづくり補助金、IT導入補助金が活用できます。
新たなサービス開発のための設備投資をものづくり補助金で支援。顧客対応・販売支援システム（マーケティング、予約管理、営業行動支援、嗜好情報管理）等を利用した付加価値を高めたサービス提供に、IT導入補助金の活用が可能。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。※一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

<最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください>



本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



新型コロナウイルス感染症で
経営にお困りの事業者の皆様へ

貨物運輸業経営者

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の
創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに
最大
200万円
給付金を支給

実質
無利子
融資で
資金繰りを
支援

休業手当等の
最大
9/10
を助成

裏面に貨物運輸業の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。 [裏面へ](#)

【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、
車両維持費等の固定費は
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。
新たに特種化給付金を創設し、法人には最大200万円、
個人事業主には最大100万円。事業全般に広く使える給付金を支給
の制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、
当面の運転資金を
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。
新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用する
ことで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資
を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に
休業させたいが、
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。
休業手当等について、4・5月解雇等を行わない場合は、9・10月を助成
の中小企業の場合

税金や保険料の
支払いが負担に
なっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。
基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで
1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。
また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

取引先の貨物減少を
補う新たな顧客を
獲得したい

ものづくり補助金、IT導入補助金が活用できます。
新たなサービス開発のための設備投資をものづくり補助金で支援。
顧客対応・販売支援システム・マーケティング・予約管理・営業行動
支援・嗜好情報管理」等を利用した付加価値を高めたサービス提供に、
IT導入補助金の活用が可能。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。※一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、
中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、
中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

※最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください。



本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



新型コロナウイルス感染症で
経営にお困りの事業者の皆様へ

娯楽業経営者

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の
創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに

最大

200万円

給付金を支給

実質

無利子

融資で

資金繰りを
支援

休業手当等の

最大

9/10

を助成

裏面に娯楽業の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。

[裏面へ](#)

【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。
さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、
施設維持費等の固定費は
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。
新たに持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、
個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。
※制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、
当面の運転資金を
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。
新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用する
ことで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資
を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に
休業させたいが、
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。
休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、9/10）を助成。
※中小企業の場合

税金や保険料の
支払いが負担に
なっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。
基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで
1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。
また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

コロナ禍が
落ち着いたなら、迅速に
集客を図りたい

IT導入補助金、ものづくり補助金が活用できます。
顧客対応・販売支援システム（マーケティング、予約管理、営業行動
支援、嗜好情報管理）等を利用した付加価値を高めたサービス提供に、
IT導入補助金が活用可能。
新たなサービス開発のための設備投資をものづくり補助金で支援。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。※一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、
中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、
中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

<最寄りの窓口にて、皆様からの相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください>



本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



新型コロナウイルス感染症で 経営にお困りの事業者の皆様へ

医 療 関 係

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の
創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに
最大
200万円
給付金を支給

実質
無利子
融資で
資金繰りを
支援

休業手当等の
最大
9/10
を助成

裏面に医療関係の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。

 裏面へ

【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。
さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、
家賃等の固定費は
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。
新たに持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、
個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。
※制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、
当面の運転資金を
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。
新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に
休業させたいが、
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。
休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、9/10）を助成。
※中小企業の場合

税金や保険料の
支払いが負担に
なっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。
基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

業務効率化のために
設備・システムを
導入したい

IT導入補助金が活用できます。
IT導入補助で業務効率化のためのシステム導入を支援。
※1 中小企業・小規模事業者が補助対象です。
※2 法人格のない任意団体は補助の対象外となります。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。※一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

<最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください>



本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

